

## 認可外保育施設等を利用している方へ

### 第2子以降の保育料無償化の手続きについて（ご案内） ～令和5年度 多子世帯利用給付認定の申請について～

福岡市では、多子世帯の認可外保育施設等の利用に伴う保護者の経済的負担を軽減し、安心して生み育てられる環境づくりをより一層推進するため、令和5年4月から福岡市独自の制度として、福岡市内に在住の保育を必要とする第2子以降の0～2歳児（住民税課税世帯）を対象に、利用料の助成（無償化）を実施します。

助成対象となるためには、福岡市から「多子世帯利用給付認定」を受ける必要がありますので、ご申請ください。

#### 1 対象者

クラス	認定を受けるための要件
第2子以降における 0～2歳児（R2.4.2生～）	福岡市内に在住し、住民税課税世帯で、保育の必要性があること

※住民税非課税世帯の場合は、国の無償化の対象となるため、本申請はできません。

※認可保育所や認定こども園、地域型保育事業を定期利用している場合は、本申請はできません。

※生計を同じくする保護者に養育されている2番目以降の児童が対象となります。

#### 2 給付内容

認定を受けた子どもの保護者が認定の有効期間内において、無償化対象の施設等を利用し、利用料を支払った場合に、上限額の範囲内で助成します。（助成金の請求については、別途ご案内します。）

利用施設等	助成上限額	対象となる認可外保育施設等
認可外保育施設等	月額上限 42,000円まで	都道府県・政令市等に設置の届出をした ○認可外保育施設 （一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育所等） ○一時預かり事業 ○病児保育事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 等  ※複数の認可外保育施設を利用することも可能です。 ※なお、利用する施設が、施設の所在する市町村から無償化の対象となる施設であることの確認を受け、公示された施設であることが必要です。 福岡市内の無償化の対象施設は、福岡市のホームページで確認できます。 （福岡市外の施設については、施設へ直接ご確認ください。）
企業主導型保育施設	0歳児： 月額上限 37,100円まで 1、2歳児： 月額上限 37,000円まで	福岡市内の企業主導型保育施設は、福岡市のホームページで確認できます。

※助成の対象は、保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、対象外です。

※企業主導型保育施設を利用している方が同時に認可外保育施設等を利用した場合、助成の対象は企業主導型保育施設の利用料のみとなり、月額上限額も企業主導型保育施設の金額となります。

※利用月の途中で認定期間が開始される場合又は終了する場合、月額上限額は、日割りとなります。

### 3 多子世帯利用給付認定

#### (1) 保育の必要性の事由及び認定の有効期間

保育の必要性が認められるのは、保護者のいずれもが保育の必要性の事由に該当する場合です。

認定の有効期間が終了した場合、助成の対象外となります。

(引き続き、認定を希望する場合は、認定期間の満了前に保育の必要性を証明する書類をご提出ください。)

保育の必要性の事由	認定の有効期間
就労している（月60時間以上）	満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで ※雇用期限がある場合等、有効期間が短くなる場合があります。
疾病、負傷、障がい等がある	
同居の親族（長期入院している親族を含む）を常時介護又は看護（月60時間以上）	
災害等の復旧にあたっている	
妊娠中又は出産後間がない （出産月の前2か月から出産日の後8週間）	次のうち、いずれか短い期間 ア 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ 出産日から起算して8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで
求職活動をしている	次のうち、いずれか短い期間 ア 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ 効力発生日から90日が経過する日が属する月の末日まで
就学している（通信教育は含まない） （月60時間以上）	次のうち、いずれか短い期間 ア 満3歳に達する日以後の最初の3月31日まで イ 効力発生日から保護者の卒業予定日又は修了予定日が属する月の末日まで
育児・介護休業法に基づく育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である	育児休業期間の終了日の属する月の末日又は育児休業対象児童が1歳を迎えた日（誕生日の前日）の属する月の末日までいずれか早い方

※効力発生日は、認定開始日となります。

#### (2) 認定を受けるために必要な提出書類

必要書類
① 多子世帯利用給付認定申請書（申込み児童1人につき1枚必要です）
② 保育の必要性を証明する書類（父母それぞれの証明が必要です）
③ 申請者（保護者）の本人確認書類の写し

※兄弟姉妹が同時に申請する場合は、保育の必要性を証明する書類及び個人番号確認書類等の写しは、世帯で1部ご提出ください。（兄弟姉妹の申請書等を1つの封筒に同封してください。）

※支給認定期間が令和5年4月1日以降に開始し、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」（認可保育所等利用申込に基づき発行）がある場合、保育の必要性を証明する書類の添付は不要です。

状況により必要となる書類	
第1子が就学等の関係で別居している場合	① 第1子の住民票 ② 生計を同一にしている旨の「申立書」
令和5年4月から8月に認定開始希望で、令和4年1月1日時点の住所が福岡市外の方	令和4年度市町村県民税所得課税証明書 （「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの）
令和5年9月から令和6年3月に認定開始希望で、令和5年1月1日時点の住所が福岡市外の方	令和5年度市町村県民税所得課税証明書 （「所得額」「控除額」「課税額」が記載されたもの）

● 保育の必要性を証明する書類 (父母それぞれの証明が必要です)

要件及びその内容	必要な添付書類	備考
就労 (月60時間以上)	<b>【雇用されている方】</b> ・ 就労証明書	就労・復職予定者は、就労開始後または復職後、改めて就労証明書を提出
	<b>【自営業の方】</b> ・ 就労申告書 ・ 事業内容が分かる書類	事業内容が分かる書類は、営業許可通知書の写し、個人事業届の写し、登記簿謄本の写し 等
	<b>【内職の方】</b> ・ 就労申告書	
	<b>【育児・介護休業法に基づく育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している方】</b> ・ 就労証明書 ・ 育児休業に係る申立書 ・ 施設が発行する在園証明書	
求職活動中	・ 誓約書兼就職活動報告書	
就学している (通信教育は含まない) (月60時間以上)	・ 在学証明書または学生証(写し) ・ 就学時間がわかるカリキュラム等の書類	
妊娠中又は出産後間がない (出産月の前2か月から出産日の後8週間)	・ 母子手帳 (写し) または出産予定証明書	母子手帳は、表紙及び出産予定日記載ページの写しが必要
疾病、負傷、障がい等がある	<b>【疾病・負傷がある方】</b> ・ 診断書	診断書には、家庭保育ができない理由・期間の記載が必要
	<b>【障がいがある方】</b> ・ 障害者手帳 (写し) など	
同居の親族(長期入院している親族を含む)を常時介護又は看護 (月60時間以上)	・ 診断書、障害者手帳(写し)、介護保険証(写し)など ・ 介護・看護状況の申立書	
災害等の復旧にあたっている	・ 従事していることが証明できる書類 ・ 従事内容の申立書	

※その他、必要に応じて証明書類等の提出をお願いする場合があります。

※「育児休業に係る申立書」及び「在園証明書」の様式は、市ホームページに掲載しております。

(「福岡市 第2子以降無償化 給付認定手続き」で検索ください。)

## ● 本人確認書類

新規申請の際には、**本人確認書類**の写しを提出してください。

本人確認書類	
写真付き身分証明 以下のいずれか1点の写し	
<input type="checkbox"/> 住基カード（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 運転免許証
<input type="checkbox"/> パスポート	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳
<input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳	<input type="checkbox"/> 療育手帳
<input type="checkbox"/> 在留カード又は特別永住者証明書	
<input type="checkbox"/> 官公署発行の写真付き身分証明書等で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの	
-----	
その他の本人確認書類 以下のいずれか2点の写し	
<input type="checkbox"/> 各種健康保険被保険者証	<input type="checkbox"/> 年金手帳
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書	<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	
<input type="checkbox"/> 官公署等からの発行書類で氏名、生年月日又は住所の記載があるもの	

### (3) 申請及び認定

申請書類は、下記の郵送先に送付してください。

審査後、認定通知または認定却下通知を送付します。

ご不明な点がありましたら、下記の問い合わせ先へご連絡ください。

提出書類の内容や追加資料の提出について、運営支援課から申請者または勤務先等へ連絡・確認を行う場合があります。

また、確認がとれない場合や疑義がある場合、書面による調査、面談を行うことがあります。

### (4) 申込み時と状況が変わった方

仕事を辞めた場合や婚姻、出産等で家庭状況等に変更があった場合は、速やかに変更届の提出が必要です。

保育の必要性の認定要件に該当しなくなった場合は、認定の取り消しを行う場合があります。

### (5) 現況届の提出

助成対象であることを確認するため、年1回「現況届」及び「保育の必要性が確認できる書類」等（就労証明書等）を提出いただきます。現況届に関する手続きについては、提出時期に別途ご案内します。

#### 【問い合わせ先及び郵送先】

〒810-8620

福岡市中央区天神1丁目8-1

こども未来局子育て支援部運営支援課

TEL:092-711-4114

## 第2子以降の保育料無償化に関するFAQ【認可外保育施設等】

### 【利用者】

No	Q	A
1	第1子が小学生で第2子の1歳児が認可外保育施設を利用している場合、第2子以降の保育料無償化の対象となりますか。	福岡市内に在住し、住民税課税世帯で、保育の必要性がある場合は、対象となります。助成対象となるためには、別途、多子世帯利用給付認定を受ける必要がありますので、ご申請ください。
2	第1子が県外の大学に通っており、第3子の0歳児が認可外保育施設を利用している場合、第2子以降の保育料無償化の対象となりますか。	福岡市内に在住し、住民税課税世帯で、保育の必要性がある場合は、対象となります。助成対象となるためには、別途、多子世帯利用給付認定を受ける必要がありますので、ご申請ください。なお、申請の際、第1子の「住民票」（住民票を移している場合）及び第1子と生計を同一にしている旨の「申立書」が必要となります。
3	就労以外の要件でも保育の必要性の認定は受けられますか。	保育の必要性の認定要件は、認可保育所の利用と同等です。就労以外の要件は、「第2子以降の保育料無償化の手続きについて（ご案内）」をご確認ください。
4	育休の要件でも保育の必要性の認定は受けられますか。	育児・介護休業法に基づく育児休業取得時に、既に保育施設等を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合、保育の必要性の認定が受けられます。ただし、利用施設が変更する場合や育休取得後に保育施設等新規利用する場合は対象外となります。
5	既に教育・保育給付認定を取得した子ども（認可保育所の申込みを行い、入所保留となった子ども等）が認可外保育施設等を利用する場合、助成の対象となるためには、別途、多子世帯利用給付認定が必要ですか。	申請が必要です。支給認定期間が申請年度に開始し、認定希望日時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」がある場合、保育の必要性はすでに認定されていますので、就労証明書等の証明書類の添付は不要です。
6	第2子の2歳児が認可保育所を利用しており、認可外保育施設も併用しています。認可外保育施設の利用料の助成対象となるためには、どのような認定を受ける必要がありますか。	認可保育所を利用している子どもは、休日や夜間等の認可保育所の開園していない時間帯の利用であっても認可外保育施設等の利用料は助成の対象となりません。
7	多子世帯利用給付認定については、毎年申請を求めますか。	申請は必要ありませんが、保育の必要性等を確認するため、年に1回、現況届及び保育の必要性が確認できる書類等の提出を求めます。
8	多子世帯利用給付認定は、保護者の就労時間等に応じて、標準時間・短時間による認定を行いますか。	助成金は、1月につき限度額の範囲内で支給するものであり、多子世帯利用給付認定において、1日の保育必要時間を算定する考え方はありません。
9	福岡市外の認可外保育施設等を利用した場合も助成の対象となりますか。	確認を受けた施設等を利用した場合、助成の対象となります。
10	第2子の2歳児が企業主導型保育施設を利用しており、利用料は、前払い制です。令和5年4月分の保育料を令和5年3月末に支払いましたが、助成の対象となりますか。	第2子以降の保育料無償化の制度開始前に利用料を支払った場合でも、多子世帯利用給付認定を受けており、同年4月分の利用料である領収書兼提供証明書が利用施設から発行されている場合は、助成の対象となります。
11	認可外保育施設の利用は、延長保育や夜間の利用でも助成の対象となりますか。	助成の対象となるのは保育料です。多子世帯利用給付認定を受けている場合、助成の対象となります。
12	普段は認可外保育施設を利用していますが、都合により数日間だけファミリー・サポート・センター事業を利用した場合、どちらの保育料も助成の対象となりますか。	月額上限額の範囲内であれば、助成の対象となります。
13	月の途中で認定を開始した場合又は終了した場合、助成上限額は日割り計算になりますか。	①月途中で認定期間が開始される場合の限度額 （認可外保育施設等を利用する場合） 4. 2万円×認定開始日以降のその月の日数÷その月の日数 ②月途中で認定期間が終了する場合の限度額、 （企業主導型保育施設を利用する1歳児の場合） 3. 7万円×認定終了日までのその月の日数÷その月の日数
14	認可外保育施設を利用する第2子の2歳児が3歳児になった場合、助成の対象外となりますか。	多子世帯利用給付認定の認定期間は、最長で3歳になって最初の3月31日までとなっております。保育の必要性がある場合、3歳児からは、国の無償化の対象となり、別途、施設等利用給付認定を受ける必要がありますので、ご申請ください。
15	企業主導型保育施設の地域枠を利用する第2子の2歳児が3歳児になった場合、助成の対象外となりますか。	多子世帯利用給付認定の認定期間は、最長で3歳になって最初の3月31日までとなっております。保育の必要性がある場合、3歳児からは、国の無償化の対象となり、別途、教育・保育給付認定を受ける必要があります（教育・保育給付認定を受けていない場合）ので、お住まいの区の子育て支援課へご申請ください。



# 記入例

令和5年度申請用(多子世帯の認可外保育施設等利用者)

## 多子世帯利用給付認定申請書

(あて先) 福岡市長

(誓約) 私(申請者)は、以下の1~3の項目に同意した上で、給付認定の申請について関係書類を添えて申し込みます。

1. 申請者(保護者)と利用児童が、福岡市内に居住していることを住民基本台帳等で確認すること。
  2. 利用児童が、認可外保育施設等利用料助成事業実施要綱第2条第1号及び第2号に規定する者であることを確認すること。
  3. 地方税法等に係る諸帳簿、台帳を確認されること。
- なお、虚偽の届出をした場合や必要書類を提出しない場合は、本申請書を無効とされ、給付認定の対象外となっても異議は申し立てません。

### ①申請者(保護者)の情報

申込日	令和 5 年 4 月 3 日	認定希望日	令和 5 年 4 月 1 日
フリガナ	フクオカ イチロウ	利用児童との続柄	父
申請者(保護者氏名)	福岡 一郎	電話番号①	母の携帯(父の携帯)勤務先・自宅・その他( ) 080-XXXX-XXXX
生年月日	S62・3・25 (36歳)	電話番号②	母の携帯(父の携帯)勤務先・自宅・その他( ) 080-XXXX-XXXX
現住所	〒 810-XXXX 福岡市〇〇区〇〇〇 Δ丁目Δ番Δ号 マンション名 ΔΔΔ号室	保育の必要性を確認しますので、裏面も記入してください。	
市外から転入予定の場合	支給認定期間が令和5年4月1日以降に開始し、認定希望日時時点で有効な「教育・保育給付の支給認定証」(認		
福岡市転入日	福岡市転入後の住所	令和5年4月1日時点での年齢を記入してください。	
	〒		

### ②利用児童の情報

フリガナ	フクオカ タロウ	出生順位	第2子	生年月日	R2・5・5 (2歳)
児童氏名	福岡 太郎				
利用(予定)施設名					
施設名①	〇〇保育園	施設所在地	福岡市	利用開始(予定)日	R5年4月1日
施設名②		施設所在地	市町	利用開始(予定)日	年 月 日

### ③世帯構成

- 利用児童を含め父母(単身赴任等で別居している場合も含む)及び同住所(別世帯の場合も含む)に住んでいる人全員について記入してください。また、生計を同一とする別居の子も含めて記入してください。
- 年齢、学年等は、令和5(2023)年4月1日現在で記入してください。

児童から見た続柄	フリガナ氏名	生年月日	年齢	職業・学年	住所(別居の場合のみ記入)	
申請者	フクオカ イチロウ	①申請者(保護者)の情報で記入済み				
	福岡 一郎					
保護者	フクオカ ハナコ	H1・4・24	33	会社員		
	福岡 花子					
姉	フクオカ モモコ	H31・4・25	3			
	福岡 桃子					
保護者以外の家族						

【 福岡市記入欄 】

児童コード	確認
	<input type="checkbox"/>

